

ずい道等建設工事における質量濃度変換係数（K 値）の設定について

1 質量濃度変換係数（K 値）について

作業環境測定基準において、粉じんについては、相対濃度指示方法による測定とすることができ、その場合は、併行測定をすることとされている。

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」においては、ずい道等建設工事において併行測定を実施することは、測定者が危険な場合もあるため、相対濃度指示方法によることとし、あらかじめ質量濃度変換係数（以下、「K 値」という。）を示している。

2 K 値の求め方

作業環境測定基準における併行測定を実施し K 値を求める際は、相対濃度指示方法による測定と同時に、同地点での質量濃度も測定をし、これらの測定結果に相関関係があるとして K 値を算出している。この K 値を用いて相対濃度指示方法による測定結果を質量濃度に変換し、評価する。

そのため、ガイドラインの K 値を設定する際にも、複数の作業場所を実測して K 値を算出して、その平均を求め、それが散乱方式等からみて妥当であることを確認する必要があると思われる。

3 実測値について

測定結果の詳細は「資料番号 2－9」の一覧表のとおりである。